

会長	事務局長	経営指導員	経営支援員	CARD	標準版	HP	
				新	既	標準版コード	一覧表

# 河口湖商工会 会員加入申込書

令和 年 月 日

河口湖商工会 会長 殿

私は、貴会に 令和 年 月 日 より加入いたしたく、定款並びに規約を承認し、  
下記の内容にて申し込みいたします。

(事業所名・住所欄にゴム印でも可)

フリカ`ナ		フリカ`ナ	
事業所名		代表者名	Ⓜ (西暦・昭和・平成 年 月 日生)
事業所住所	(〒 - )	電話番号	
自宅住所	(〒 - )	FAX番号	
		携帯電話	
URL			
形態	個人・株式・合同・ 有限・他( )	資本金	万円
E-mail			
業種		内容	
常用従業員	名	家族従業員	名
申告形態		青色・白色	
口座振替	山梨中央銀行・山梨信用金庫 山梨県民信用組合・都留信用組合	支店名	本店 支店
口座番号	普通・当座	口座名義	

産業分類コード	大分類コード	細分類コード	
地区番号	会員番号	振興委員番号	
年会費	円	商工会関与	決算・経理・労保・融資・WEB・補助金・その他( )
令和 年 月 日	担当者	令和 年 月 日	担当者
口座振替依頼書	徴収済み / 未徴収	会費徴収	徴収済み / 未徴収
備考	労働保険成立 <sub>R</sub> / 枝番 11 - 一人親方成立 <sub>R</sub> / 枝番 118 - 記帳指導・代行 <sub>R</sub> / 手数料 円	11 - 会費1 円 会費2 円	
本人確認書類	運転免許証・確定申告書・登記簿謄本・他( )		

会費の区分			会費の年額
※ 従業員数は事業主を含めた人数とし、アルバイトは除く。			
1. 普通会費	従業員数 ※	均等割(年額)	等級割(年額)
	(1) 1人	6,000円	4,000円
	(2) 2人~5人	6,000円	6,000円
	(3) 6人~10人	6,000円	8,000円
	(4) 11人~15人	6,000円	10,000円
	(5) 16人~20人	6,000円	12,000円
	(6) 21人~25人	6,000円	14,000円
(7) 従業員数が上記を越える場合は右記の基準による。			

会費の区分		会費の年額
2. 特別会費	(1) 商業	
	① 売場面積 300㎡未満	50,000円
	② 売場面積 300㎡以上~500㎡未満	70,000円
	③ 売場面積 500㎡以上~1,500㎡未満	150,000円
	④ 売場面積 1,500㎡以上	250,000円
ただし、地元資本の事業所は除く。		
(2) (1)以外の業種(内容により異なる)		
		25,000円 ~ 100,000円

- 個人情報について ●●  
私が記載した、個人情報については商工会が行う事業に使用することや、ホームページ等に事業所情報として掲載することを承諾いたします。
- 反社会的勢力でないこと ●  
反社会的勢力でないことについては、本加入申込書に記入することで、裏面の誓約書兼照会同意書に同意したことを承諾いたします。

## 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

河口湖商工会 様

- 1 私(個人・法人・団体)は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
  - (1)暴力団
  - (2)暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
  - (3)暴力団準構成員
  - (4)暴力団関係企業
  - (5)総会屋等
  - (6)社会運動等標ぼうゴロ
  - (7)特殊知能暴力集団等
  - (8)その他前各号に準ずる者及び団体
  
- 2 私(個人・法人・団体)は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
  - (1)反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
  - (2)反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
  - (3)反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
  - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - (5)役職員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
  
- 3 私(個人・法人・団体)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
  - (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為
  - (5)その他前各号に準ずる行為
  
- 4 私(個人・法人・団体)は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴会会員加入の拒絶もしくは会員の除名を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴会が専門機関(警察等)に照会することについて同意します。

なお、本誓約書兼照会同意書に関する同意日時及び本人の住所又は所在地、商号又は名称、氏名(法人にあっては代表者の氏名)については、表面会員加入申込書のそれぞれの該当する項目を援用するものとします。